

フランスの大学における障害学生支援政策と

ディスレクシア学生

ーパリ・ディドロ大学の場合¹ー

大島弘子 (パリ・ディドロ(パリ第七)大学)

Dyslexic students and the French policy toward university students with disabilities -example of Paris Diderot University-

Hiroko OSHIMA (Paris Diderot – Paris 7 University)

キーワード： 障害学生, 支援政策, フランスの大学, 学習障害, ディスレクシア
Keywords : students with disabilities, support policy, French Universities,
learning disability, dyslexia

SUMMARY

In 2005 in France what is now referred to as ‘The Disability Act’ was passed. This applies not only to mental or physical disabilities but also recognises cognitive disabilities like dyslexia or dysorthographia. Consequently measures have been taken or reinforced for students in higher education with learning difficulties who need special measures in class and in exams. In this paper we will focus on the example of Paris Diderot University.

1. はじめに

フランスでは、2005年2月11日に「障害者の権利・機会の平等、参加、公民権のための法」(本稿では「障害に関する法」と呼ぶ)が施行された。この法において障害は、「身体、感覚、精神、認知のうちの一つかあるいはいくつかの機能における持続的または恒常的な機能不全、重複障害に伴う持続的または恒常的な困難さ、あるいは健康問題により持続的または恒常的に引き起こされる日常生活における不自由さにより、一人の人間が自分のおかれた環境の中で被る行動の制限あるいは社会生活への参加の制限のすべてである」と定義されている。この法律により、学習障害者(LD)、つまり読み書きなどの言語に関する面で問題を抱えた人たちも、認知機能に問題を持つものとして初めて障害者として正式に認められることになった。つまり国によって平等の機会が保障され、そのために補償(障害者の必要ややりたいことに応じて決まる各種の援助)を受けるべき権利があると正式に認められたのである。当然の結果として、この

法律の施行後、国は障害者に対して今まで以上に色々な補償を行うことになった。それは、雇用、職場環境等の仕事面や、一般の社会生活全般にも広く関係する。教育関係だけを見ても、初等教育、中等教育、高等教育、職業教育、生涯教育のすべてに渡るものであるが、本稿では特に高等教育での障害学生支援政策にしぼって報告したい。まず「障害に関する法」施行以後の高等教育全般の動きから概観し、次に筆者が勤務するパリ・ディドロ大学の学生支援室の支援活動や支援を受ける障害学生について述べ、日本語科を含む東アジア言語文化学部の学生にも言及し、最後に問題点や今後の課題を考察する。

2. 「障害に関する法」施行以後の国と大学の動き

2.1 障害に関する大学憲章²(2007年)

2007年には、高等教育・研究省、労働・社会関係・連帯省の二省と大学学長会との間で、「障害に関する大学憲章」が結ばれた。憲章とは基本方針・施策・目標などを述べるものであり、ここでは「障害に関する法」の理念にのっとり、すべての大学に障害学生支援を専門に担当する受け入れ組織を作ること、その組織は大学の分かりやすい場所に設置し、開室時間をはっきり掲示し、有能で訓練されたスタッフを配置すること、また、その組織には特別な予算を与えること等が述べられている。また、その組織の役割や任務も細かく言及されている。

この憲章にはその効力は二年と記されていたが、次の憲章が調印されるには2012年5月まで待たなければならなかった。ここに記された目標達成に至るまでに5年近くの歳月を要したということであろう。

2.2 障害に関する大学憲章³(2012年)

2012年の「障害に関する大学憲章」は、高等教育・研究省、雇用・厚生労働省、社会連帯省の三省と大学学長会との間で結ばれたものである。前書きの部分に四年間の成果がいくつか述べられている。既にすべての大学に障害学生支援機関が出来ており、国から補助金が出ていること、四年間で大学に登録する障害学生の数が倍になり、約一万一千人になったこと等である。その他、情報提供のための努力の成果もいくつか挙げられている。『大学での障害学生支援ガイドブック』⁴が刊行(大学学長会、2007年11月27日)されたこと、HANDI-U (<http://www.handi-u.fr/>)というサイトが全面改訂されたこと、国や地方のイニシアティブで定期的に障害に関するセミナーが開かれていること等である。

これからの五年間の方針・目標としていくつかの項目が挙げられているが、その中の一つは、大学のすべての課程に渡って支援を広げていくこと。現在はまだ学部、修士課程に比べて博士課程に在籍する障害学生は少数である。博士課程への進学、博士論文執筆を奨励する試みの一つとして、2011年には「障害学生のための博士契約」という奨学金制度が作られた。また、障害者学生のキャリア支援推進も目標として挙げられている。障害者の雇用の拡大・促進も同じ路線上にあり、大学で働く障害を持ったスタッフの支援政策拡大も目標の一つ。その他、障害という分野での教育(養成)や研究

を一貫性のある分かりやすいものにしていくこと。最後に、すでに各大学で提供されている支援を障害学生にとってより利用しやすいものにしていくこと。

3. パリ・ディドロ大学の障害学生支援室 (Relais Handicap Diderot)

3.1 概要

パリ・ディドロ大学の障害学生支援室は、「障害に関する法」施行以前にも存在していたが、その時は二つの大学を両方担当する機関であった。2007年度のパリ・ディドロ大学移転に伴い現在の場所に移り、パリ・ディドロ大学だけを担当する機関になった。支援室は各大学にあるがその規模は一樣ではなく、パリ・ディドロ大学の場合、障害学生にそこで中間試験、期末試験を受験させることが認可されており、障害学生試験センターの役割も果たしているため、約300平方メートルの広さを持つかなり規模の大きいものである。障害学生の試験を担当する部署がない大学では、障害学生の試験は全部各学部が対処して、必要であれば別室受験などをさせている。

この支援室はスタッフの事務所以外にも色々な部屋を備えている。スペルチェックソフト・目の不自由な人用キーボード付きパソコン、点字読み書き用のパソコン、Video magnifier などの障害学生受験用に特別の設備を備えた小さな部屋。この部屋ではDragon(音声認識ソフト)、Zoom text(画面拡大ソフト)、Jaws(音声読み上げソフト)等も利用可能である。試験でなくとも学生が一人で勉強しに来たり、または支援学生と一緒に勉強したりできる教室の様な大きな部屋でコンピューターも使用可能な学習室。ベッドに横になって試験を受けることが可能なベッド付の保健室の様な部屋。冷蔵庫、電子レンジ付の障害学生が昼食をとることができるダイニング・キッチン。ゆったりとしたソファのある受付、などである。

貸出品として、車イス、試験用ノート型パソコン、ノートテータリング用点字機器、MP3 ボイスレコーダー等も備わっている。

支援室には5人のスタッフがいる。3人は専任、2人は契約制のスタッフである。仕事の内容は、一人が室長(事務長)であり、一人が学生支援の責任者、一人は目の不自由な学生のために点字訳をしたりする、障害者用ITの責任者。一人はその補佐を行う人。一人は事務員で事務仕事の補佐と学生支援業務を半々にこなす。このスタッフの一人は車椅子が必要な障害者でもある。通常業務はこの5人で行われているが、この他、毎年40~50人の学生が障害学生の支援をしている(2012-2013年度は54人)。

3.2 支援学生について

この54人の内訳は、アルバイトの支援学生が43人、ボランティアの支援学生が11人であった。アルバイトの支援学生には時間給が支払われているが、それは国の定めた最低賃金(2013年のSMICは時間給9.43ユーロ)に相当する安い給金である。ただし、仕事の内容によって少し差がある。例えば、授業中に代理でノートを取ったり、試験の時代わりに筆記したりするだけの仕事より、家庭教師の様に勉強の手伝いをする方が仕事の難易度が高いということで、前者の仕事三時間が後者の仕事二時間に相当するものとして計算される。ボランティアの支援学生の場合は、給金は払われないが、

だからと言って全く無償で働いているわけではない。

フランスの大学カリキュラムにはほとんど各学年各学期に自由選択科目というのがあり、そこでは専門知識と共に、隣接分野、または一般教養のためになる知識・能力を習得することが奨励されているので、どんな授業を受けてもよいことになっている。それで学生は、他の学部の授業または同学部の他学科の授業を受講したりする。スポーツの授業を受ける学生も多い。おもしろいのは、学生アソシエーション⁵の委員として務めたり、国際交流課に登録して交換学生として来ている学生のフランス語の補習をしたり、支援室に登録して障害学生の支援を定期的にするだけでもこの科目の単位を取ることができる仕組みになっていることである。この11人はその科目の単位を取るために支援室に登録をして障害学生の支援を行ったわけである。ボランティア障害学生支援学生として働くための条件は、障害についての予備知識を得る授業に出て勉強すること、支援活動は最低90時間は行うこと、最後にレポートを提出して審査に通ることである。成績はつかないで、ただ「合格」とされるのみである。

支援活動は、普通のアルバイトに比べて実入りのいい仕事でもないし、普通の授業を受講して勉強するより簡単というわけでもないで、支援学生として働くことを希望するのは大体志の高い学生である。日本語科の学生の中にも、日本からの交換留学生のフランス語の学習支援をしたり、障害学生支援室に登録し、アルバイト支援学生、またはボランティア支援学生として障害学生支援に関わる学生が毎年いる。

3.3 支援室の予算

支援室の予算は、支援費として各大学からではなく高等教育・研究省から直接出るのが、その額は一様ではない。2012-2013年度にパリ・ディドロ大学の障害学生支援室に与えられたのは約65000ユーロだそうである。支援室運営費の中で一番大きな割合を占めたのが支援学生雇用費である。2012-2013年度に、総学生数26000人のパリ・ディドロ大学において、障害学生支援室に登録した障害学生の数は205名(高卒認定コース登録生17名⁶、学部生144名、修士課程登録生43名、博士課程登録生1名)であったが、それらの学生に与えられた人的支援のうち、アルバイト支援学生によるものが3420時間、アルバイト支援学生によるものが330時間であった。

次が設備費。支援室内ではなく図書館に設置した障害者用IT機器の費用もこの中から支払われた。その次が手話通訳費である。支援室によると、今の所予算面では問題がないが、この政府からもらう予算がいつまで続くか分からないのが心配なのだそうである。政府の政策が変わればいつカットされるか分からないからである。これがなくなれば、各大学の予算の中から障害学生支援費を捻出しなければならなくなる。

3.4 支援の内容

支援学生が障害学生に行う人的支援は、授業でのノートテーキング、勉強の手伝い、代読、図書館への随行、試験時の代筆などである。

支援室は、登録障害学生のうち中間試験、期末試験で特別措置⁸が必要と認められた障害学生の支援室受験の運営を担当する。2012-2013年度に支援室で行われた試験

の数は1936にもものぼり、前年度比12%増である。総試験日数は164日で、土曜日(22日)に実施されることもある。支援室の平常の開室時間は、木曜日の午後の休室を除き、月曜日から金曜日の朝9時半から17時までである。

試験が近づくと、自分の授業の受講学生に障害学生がいる場合は、担当教員は、どの学生が障害学生で、どのような措置を取ればいいのかについて支援室からの連絡を受ける。授業で教師側からの特別支援が必要な場合は学年初めに連絡が来ることもある。支援室から連絡がなくても障害学生が直接担当教員に自分の事情を話すことも多い。

特別措置は障害の種類にもよるが、他の学生との同室受験で大丈夫な場合は、3分の1の時間延長、試験問題用紙の拡大等であることが多い。同室受験より支援室受験の方が望ましい場合はそのように指示される。後者の場合、担当教師は問題用紙を持っていき、試験についての必要事項を説明して、支援室のスタッフに試験監督を任せ、終わったら解答用紙を取りに行く。日本語科の聴解試験であれば、聞き取り問題等を速度を落として録音したテープやCDを支援室スタッフに渡して試験を任せられることもあるが、担当教師が支援室に出向いて行ってそこで生の声を聞かせるということもある。

3.5 障害学生について

パリ・ディドロ大学の支援室では、障害学生の区分は次の表のように行われている。2011-2012年度、2012-2013年度の二年分の障害学生の内訳を以下に示す(パリ・ディドロ障害学生支援室2012-2013年度活動報告書より抜粋翻訳)。

表1 支援室登録学生の障害別内訳

障害のタイプ	2011-2012年度学生数	2012-2013年度学生数
知的認知障害	10	11
精神障害	29	43
言語障害(学習障害)	16	22
内部障害	26	18
運動障害/肢体不自由	85	71
全盲	5	4
弱視	14	21
全失聴	5	5
難聴	2	1
重複障害	3	3
その他	5	6
計	200	205

精神障害、言語障害、弱視が増え、運動障害が減っている。外から見ただけでは分

からない障害を持つ学生が多くなってきているということか。今年度に関してはまだ最終的な数が出ていないが、一月末現在で 171 名の登録があり、その中で学習障害者が 27 名いる。ただし、この中には、読字障害のディスレクシアだけでなく、綴りに問題があらわれる書字障害のディスオートグラフィアが四人、総合運動障害のディスプラクシアが一人、吃音症が一人混ざっている。学習障害を持つ 27 名がどのような分野の勉強をしている学生なのかを以下に示す(パリ・ディドロ障害学生支援室 2012-2013 年度活動報告書より抜粋翻訳)。

表 2 学習障害学生の専門分野

専攻分野	障害学生数
生物・生化学	1
化学	1
国際関係	1
地理	2
歴史	1
比較史学・比較文明学	1
現代文学	1
文学・芸術、現代思想	1
韓国語	1
数学・社会科学	1
医学	1
測定学	1
物理学特別コース ⁷	1
物理学	2
心理学	1
地球・環境・惑星科学	1
生物学	4
社会学	1
環境毒性学	1
生物・地球科学	3
計	27

学習障害学生の専門は色々な分野に渡ってはいるが、文系より理系の方に多いということが分かる。

今年度日本語科には学習障害学生はいないが、5名の学生が支援室に登録している。しかし、前期に特別措置を取るよう指示されたのは2名のみであった。1人は運動障害を持っていて試験の様に緊張を要する場合などは特に字が書けなくなったりすることでパソコンを使った支援室受験尚且つ3分の1時間延長という措置が取られ

た。もう1人は自分自身で担当教師に学校恐怖症だと説明している学生(支援室からの説明はなし)で不安が強いためか聴解試験の3分の1時間延長で支援室受験をした。担当教師によると、後者の場合、授業でも教師から指されて皆の前で答えたり、黒板に日本語を書いたりするのが苦痛らしいので、普段から気をつけているということであった。

東アジア言語学部の他学科の障害学生への試験特別措置もほとんど同様だったが、少し変わったものでは、内部障害を持った学生のために同室受験は可能だがトイレに近い教室でという指示もあった。

4. ディスレクシア⁹の学生

今年度は韓国語の一年生に一人ディスレクシアの学生がいる。二重関節の持ち主でもあり字を手で書いているとすぐに疲れてしまうということで、支援室のパソコンで受験をした。教室では講義の録音許可という特別措置を受けている。授業のノートテークを支援学生に任せるという措置も受けられるが、本人が人の書いたものを読むよりも自分で何度も講義を聞き直して勉強する方がいいと望んだという。最近、大学のプラットフォームに授業の内容、配布資料、または宿題や試験の解答などをアップロードする教師が増えてきたが、授業の中で皆と同じ速度で資料を読みこなしたり、ノートを取ったりすることが困難なディスレクシア学生には、家でダウンロードして自分のリズムで勉強できることが大きな助けとなるので、彼女の担当教師たちはなるべくたくさんの資料のアップデートに努めているという。

支援室のスタッフの話では、パリ・ディドロ大学の支援室に登録したディスレクシア学生の場合、受けている支援の内容は現在の所大体2種類のみで、軽い場合で3分の1時間延長、自分で書くことが困難な場合は、支援室のスペルチェッカー機能の付いたパソコンでの受験だということである。しかし、高校教育と大学教育とでは、参考文献など読まなければいけないものの量や記述試験やレポートなど書かなければいけない量が格段に違い、上述しただけの援助では、ディスレクシア学生には十分ではなく、途中でついて行けなくなって落第してしまう学生も少なくないという。支援室の活動報告書にはディスレクシア学生だけの試験合格・進級率はのっていないが、2012-2013年度の障害学生総数205人のうち試験に合格して進級したのは102名であった。

5. 最後に

以上見てきたように、「障害に関する法」、「障害に関する大学憲章」の理念にのっとった国の障害学生支援政策の成果は徐々に現れ、支援体制は整ってきた。今や各大学に障害学生支援室という窓口があり、大学の始まりは9月からだが、3月にあるオープンキャンパスの折には支援室もスタンドを出して、訪れる高校生に色々な説明をしており、その時に渡すチラシには、受けられる支援の説明、支援室に登録して特別措置を受けるための手続きの説明、大学ヘルスケアセンターなど関係部署の連絡先などが示されている。必要な情報はこれでもれなく得られる。また、HANDI-UやDroit au

savoir (<http://www.droitsausavoir.asso.fr/>)¹⁰ のサイトにアクセスすると障害者の大学進学、大学生活のための多くの情報が簡単に得られるようになった。

また、IT 化が進む現代は、大学の授業も家にいながら勉強できる方向に進んでいる。いずれはフランスの大学でも MOOC(Massive open online system) などが広がっていくだろう。これは、ディスレクシアの学生には望ましい方向であると考えられる。なぜなら自分の家でパソコンに向かえば、落ち着いた場所で自分のリズムでゆっくり読んだり書いたりすることができるし、MOOC の授業では、パソコンに向かって目や耳を使い授業を受けながら、パソコンを一時停止状態にすることによって、読んだり書いたりを同時に行うことを避けることができるからである。

しかし、ディスレクシア学生に関してはこの流れに逆らうような問題が見つかる。まずは障害に対する意識の問題である。今年度日本語科の学生にディスレクシアはいないと書いたが、それは障害学生として障害支援室に登録しているディスレクシアはいないということであり、実際には筆者が耳にただけで少なくとも二人はいる。しかし、障害者として扱われるのを嫌がって、教師にも言わないし、支援室にも相談しないので、特別支援を受けることができない状態にいる。大学全体を考えたらどのぐらいの無登録ディスレクシアがいることだろう。感情的抵抗があるのにどうやって支援室に登録する気にさせるか難しい問題である。

また時代の進み方と障害学生の現状のずれという問題もある。最近、ディスレクシア用のソフトウェアもどんどん新しいものが出てきている。綴りや意味のチェック機能、音声認識機能、音声読み上げ機能もますます高度になる。キーワードやキーセンテンスやテーマを示しテキスト理解を助けるテキスト分析ソフトもある。構成が整った文章を作成するための補助ソフトもある。しかし、支援室スタッフによると、一番の問題は、いくら強力なソフトが出て来ても、ディスレクシア学生の今現在の IT 技術とその使い方を学んで用いようとする気持ちが、ソフトの進歩に十分ついていけないということだという。去年、支援室では Scribe、Antidote、Wody、Kurzweil 等のディスレクシア用新ソフトの購入が検討され、使い方の習得が難しそうなので、企業から人を呼びディスレクシア学生のための講習会を開く企画をしたそうだが、全く参加希望者がいなかったというのである。支援は必要でも、頑張っただけで新しいソフトの勉強をしてまでの必要性はないということだろうか。予算は本当に必要な所に流れて行ってしまうので、結局その購入費に考えられていたお金は手話通訳費にあてられてしまったということだが、何とも残念な話である。小さい時から IT 機器を難なく使いこなしている次世代が大学生になるころには、ディスレクシア学生の困難さも進んだ IT 技術により今よりずっと軽減していることと、その時にもまだ政府の障害学生支援政策が続いていることを祈る。

謝辞

インタビューやメールでの質問に丁寧に答えて下さったパリ・ディドロ障害学生支援室のスタッフの方々、特に室長のエミリー・コーエン女史に感謝の意を表したい。

注

- 1 本報告は、2012 年度学術研究助成基金助成金(課題番号 24652105、ディスレクシア学習者に対する教授法開発—教員養成における指針の策定と手引書の試作、研究代表者：池田伸子)を受けて調査・執筆したものである。
- 2 <http://media.education.gouv.fr/file/66/8/20668.pdf> 2014 年 2 月 2 日検索.
- 3 http://media.handi-u.fr/file/Mediatheque/11/2/CharteUniversiteHandicap2012_214112.pdf 2014 年 2 月 2 日検索.
- 4 http://www.handiplace.org/media/pdf/guide_accueil_universite.pdf 2014 年 2 月 2 日検索.
- 5 日本語科の学生によって運営されているアソシエーションもあり、日本人交換学生との交流イベントを定期的におこなっている。
- 6 フランスでは普通バカロレア試験に合格することにより高校卒業資格・大学入学資格を得るが、二年以上も前に中等教育から離脱してしまっ、もう一度学業を再開して高等教育を受けることを望む学生のために、大学にはバカロレア合格と同等の資格を得るためコースがある。
- 7 普通は学部が 3 年、修士課程が 2 年で、修士号取得には 5 年かかるが、このコースは 3 年で修士号を取得できる。
- 8 特別措置を受けるためには、大学生ヘルスケアセンターの医者の診察を受けて支援が必要であることが認められなければならない。
- 9 ディスレクシアとディスオートグラフィアは同時に現れることが多いので、ここでは両方合わせてディスレクシアとして扱うことにする。
- 10 16 歳以上の障害者を支援しているアソシエーションである。

参考文献

- Conférence des présidents d'université (2007). *Guide de l'accueil de l'étudiant handicapé à l'université Paris* : CPU.
- 池田伸子 (2011). 「発達性ディスレクシアを抱かえる日本語学習者への支援や指導につながる研究の必要性」. 『日本語・日本語教育』 (立教大学日本語教育センター) 創刊号, 21-46.
- 池田康子 (2004). 「学習障害(LD)を持つ留学生の受け入れと支援」. 『日本語教育』 (日本語教育学会) 120, 113-117.
- 上野一彦 (2006). 『LD (学習障害)とディスレクシア』. 東京：講談社α新書.
- 上野一彦・大隅敦子 (2008). 「日本語能力試験における発達性ディスレクシア(読字障害)への特別措置」. 『国際交流基金日本語教育紀要』 4, 157-167.